

太陽光発電設備を設置された方へ



太陽光発電設備を設置された方で、以下①～③のいずれかに該当する場合は、事業用の資産として固定資産税（償却資産）の申告が必要です。所定の方法により取得した年の翌年1月31日までに申告してください。

○申告対象となる設備

- ① 法人が設置した太陽光発電設備
 - ② 個人が事業用に設置した太陽光発電設備（アパート、野立て等）
 - ③ 個人が住宅に設置した出力10kW以上の太陽光発電設備※
- ※屋根一体型のパネルで、家屋として課税されている場合は申告対象外です。

○申告方法について

（1）提出書類

- ・償却資産申告書、種類別明細書

申告書等は市のホームページからダウンロードしていただくか、資産税課管理償却資産担当にご連絡ください。郵送でお送りします。

なお、取得した翌年度分の申告がなく、調査等により申告となった場合などは、さかのぼって課税を行いますのでご注意ください。

（2）提出先

- ・高崎市役所資産税課（市役所本庁舎2階31番窓口）、各支所税務課
- 直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。

（3）申告期限

- ・毎年1月31日

詳しくは市のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【提出・お問い合わせ先】

〒370-8501 高崎市高松町35番地1
高崎市役所 財務部 資産税課 管理償却資産担当
Tel：027-321-1222（直通）

償却資産に係るQ&A

○償却資産とは

償却資産とは、固定資産税の課税対象のひとつです。土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計上（所得税・法人税）減価償却の対象となるものをいいます。毎年1月1日現在の状況を1月末までに申告していただく必要があります。

○申告対象となるものは？

モジュール（パネル）、パワーコンディショナー、接続装置、架台、電力量計（メーター）などの設備のほか、設備を設置するためにかけた工事代も申告対象です。

また、野立の設備をお持ちの方でフェンスや防草シート等の工事を行った場合は、それらの申告も必要です。

○課税の流れはどうなっているのか？

- ① 設備を取得した年の翌年度の課税のとなりますので、取得した翌年の1月31日までに申告が必要となります。

例 平成29年5月設置 → 平成30年度分の申告（平成30年1月31日までに）

- ② 申告内容を基に税額を計算します。

税額の計算

初年度 取得価額 × 前年取得のものの減価残存率 = 評価額

次年度 前年の評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額

税額（目安）…評価額 × 1.4%

例 設備を4,000,000円で取得した場合（初年度）

太陽光発電設備 4,000,000円 × 0.936（耐用年数17年の減価残存率）

= 3,744,000円

3,744,000円 × 1.4% ≒ 52,400円（税額）

※評価額が150万円（免税点）を下回った場合、税額は0となります。

- ③ 決定した税額は、土地・家屋の分と合わせて4月にお送りする納税通知書でお知らせします。